



2026年5月28日

各位

会社名 sante c Holdings 株式会社
代表者名 代表取締役・社長執行役員 鄭 元鎬
(コード番号：6777)
問合せ先 執行役員経営企画部長 宮腰 泰平
(TEL 0568-79-3535)

事後交付型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年5月28日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、事後交付型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案（以下「本議案」という。）を2026年6月24日開催予定の第47回定時株主総会に付議することについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 本制度の導入目的

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2025年6月18日開催の当社第46回定時株主総会において、年額1,000百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社における役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役と株主の皆様との長期的利益をより一層一致させること及び当社の中長期的な企業価値向上を図るインセンティブを与えることを目的として、対象取締役に対して新たに当社普通株式（以下、「当社株式」という。）を一定の期間後に割り当てる本制度を以下のとおり導入することとし、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記報酬額とは別枠として、対象取締役に対する本制度に関する報酬等の総額及び株式数を、パフォーマンス・シェア（以下、「PSU」という。）については1事業年度当たり200百万円以内、4,000株以内（ただし、対象期間（以下で定義する。）終了後に複数事業年度分を一括して交付する。）とし、事後交付型リストラクテッド・ストック（以下、「RSU」という。）については年額100百万円以内、年2,000株以内と設定し、新たに本制度を導入することといたしたく存じます。なお、本議案及びグループ会社役員等（以下で定義する。）に対する株式報酬制度に基づき対象者に交付する株式数の上限は10年間で100,000株であり、2026年3月31日現在の当社発行済株式総数（自己株式を除く。）に占める割合として0.85%であり、その希薄化率は軽微です。

2. 本制度の概要

本制度は、以下の内容のPSU及びRSUで構成されます。

(i) PSUは、当社の取締役会においてあらかじめ設定する各事業年度の期間（以下、「業績評価期間」という。）における業績目標達成度や、業績評価期間開始日から業績評価期間終了後の最初の定時株主総会までの期間（3事業年度以上とし、具体的な期間は当社の取締役会においてあらかじめ設定するものとします。以下、「対象期間」という。）の勤続期間に応じて算定される数の当社株式及び金銭を、対象期間終了後に交付するタイプの株式報酬です。

(ii) RSUは、職務執行期間に係る報酬として、事前に定める数の当社株式及び金銭を、当社取締役会が定める期間終了後に交付するタイプの株式報酬です。

PSU 及び RSU については、以下の【本制度において交付する株式数の算定方法等】に記載の算定方法により、PSU においては対象期間終了後、RSU においては当社取締役会が定める期間の終了後に、以下のいずれかの方法にて、対象取締役に対して当社株式を交付することになります（注1）。

①PSU 及び RSU 相当分の当社株式を交付するため、金銭報酬債権を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社株式の割当てを行う方法（以下、「現物出資交付」という。）

②PSU 及び RSU の数を定め、その発行又は処分に係る払込みを要せず当社株式の割当てを行う方法（以下、「無償交付」という。）

なお、本制度における PSU 及び RSU の内訳は、以下の【本制度において交付する株式数の算定方法等】に記載のとおりであります（注2）（注3）。

（注1）ただし、対象期間中及び当社取締役会が定める期間中に対象取締役が死亡により退任した場合、当該対象取締役の相続人に対して、当社株式の交付に代えて、当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を、本制度に関する報酬等の総額の範囲内で支給するものとします。また、対象期間中及び当社取締役会が定める期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されている時に限る。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い対象取締役が当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、当社株式の交付に代えて、当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を、本制度に関する報酬等の総額の範囲内で支給するものとします。

（注2）当該株式数には、最終交付株式数のうち、最終支給金銭（以下で定義する。）として対象取締役に付与される株式報酬を含みます。

（注3）ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。）によって増減した場合は、その比率に応じて合理的に調整されます。

【本制度に基づき交付する報酬等の額】

（1）現物出資交付の場合

当社株式の割当てを受けるために各対象取締役に対して付与されることとなる金銭報酬債権の額及び本制度に基づく株式報酬の付与に伴い生じる納税資金の確保のために最終的に支給する金銭（以下、「最終支給金銭」という。）の額は、本制度により対象取締役に対して最終的に交付する株式数（以下、「最終交付株式数」という。）に、当該交付のための株式の発行又は自己株式の処分を決定する当社取締役会の決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値を指す。以下、「当社株式終値」という。）を乗じることで算定されます。なお、本制度に基づく報酬等として交付する当社株式及び最終支給金銭の割合は対象者の納税資金負担を考慮して、当社取締役会で定めるものとします。

また、上記金銭報酬債権及び最終支給金銭は、対象取締役が、当社株式の割当てを受けるために当該金銭報酬債権の全額を現物出資することに同意していることを条件として交付します。

（2）無償交付の場合

当社株式の発行又は処分に係る払込みは要しませんが、最終交付株式数に当社株式終値を乗じて算定される報酬等の額（最終支給金銭の額を含む。）が本議案でご承認をいただく本制度に関する報酬等の総額の枠内となるようにします。なお、本制度に基づく報酬等として交付する当社株式及び最終支給金銭の割合は対象者の納税資金負担を考慮して、当社取締役会で定めるものとします。

【本制度において交付する株式数の算定方法等】

対象取締役の最終交付株式数は、対象取締役ごとに定められる株式報酬基準額（PSU 相当分及び RSU

相当分それぞれで別に定める。)を対象期間及び当社取締役会が定める期間の開始後最初に開催される当社取締役会の決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値を指す。)を基礎として当社取締役会が決定する株価で除して算出される株式数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。以下、「基準交付株式数」という。)を基準として算出します。ただし、PSU相当分については基準交付株式数に業績目標達成度(注4)を乗じるものとし、交付する当社株式の株式数及び最終支給金銭の金額は、在任期間比率(注5)、役位調整比率(注6)及び対象者の納税資金負担を考慮して、当社取締役会で定めるものとします(注7)(注8)。

(注4)業績目標達成度は、業績評価指標の達成度と達成度に応じた支給率及び計算方法を指し、任意の指名・報酬委員会における審議を経て、取締役会にて決定いたします。

(注5)在任期間比率について、対象期間中及び当社取締役会が定める期間中に新たに就任又は退任した対象取締役が存在する場合には、当該対象取締役に付与される金銭報酬(債権)の額又は当社株式の数は、それぞれ在任月数に応じて調整される場合があります。ただし、対象期間及び当社取締役会が定める期間の途中で正当な事由により当社又は当社の子会社(持株比率50%以上の子会社に限る。)の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した対象取締役が存在する場合には、在任月数等に応じて当社取締役会が合理的に定める金銭又は当社株式を、本制度に関する報酬等の総額の範囲内で当該対象取締役に交付する場合があります。

(注6)役位調整比率として、対象期間中及び当社取締役会が定める期間中に役位変更があった場合、対象期間内及び当社取締役会が定める期間内の役位に対応した株式を付与するように最終交付株式数を調整する場合があります。

(注7)いずれの最終交付株式数の計算においても、計算の結果1株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとします。

(注8)ただし、計算の結果として算出される株式数が上限を超える場合には、最終交付株式数は各上限以内の株式数とします。また、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割によって増減した場合は、各対象取締役の最終交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整されます。具体的には、株式の併合又は株式の分割の場合、調整前の最終交付株式数に、併合・分割の比率を乗じることで、調整後の最終交付株式数を算出します。

(3) 対象取締役に対する金銭報酬の支給又は株式交付の条件

対象取締役が、正当な理由なく当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任したことと一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要な権利喪失事由(当社取締役会において定める。)に該当した場合には、対象取締役に対して本制度に基づいた金銭は支給されず、また、当社株式も交付されません。

【ご参考：グループ会社役員等に対する株式報酬制度の導入】

なお、本制度が原案どおりに承認可決された場合、当社の執行役員及び従業員並びに当社を除く一部の当社グループ会社の取締役及び従業員(以下、「グループ会社役員等」という。)に対しても、本制度と同様の制度(以下、「グループ会社役員等に対する株式報酬制度」という。)を導入することを予定しております。グループ会社役員等に対する株式報酬制度を導入する際には、当社の各グループ会社における営業上の必要性、適用ある税制、法令及び規制を考慮のうえで、本制度の内容に必要な修正を加え、法令上必要な手続を行い、導入いたします。

以上